

事務連絡
令和3年9月14日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた点検等に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について」（令和2年4月13日付け消防予第101号。以下「101号通知」という。）や「新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を踏まえた消防法等関係法令の運用について」（令和3年1月8日付け事務連絡）により対応いただいているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響についてはその後も継続していることから、その影響により営業の一時休止等を行っている防火対象物に係る消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2（第36条において準用する場合を含む。）及び第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告（以下「点検等」という。）について、下記に留意の上、各地域の実情を踏まえて対応を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課においては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知をお願いします。

記

- 1 休業中の防火対象物に係る点検等については、「休業中の防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年6月16日付け消防安第65号）により運用されたいこと。
- 2 容易に再開しうる状態での営業の一時休止や、防火対象物の一部の一時使用休止に伴って点検等を実施しない期間が生じる場合、その営業や使用の再開に当たっては、適切に点検等を実施するよう指導されたいこと。
なお、この場合の取扱いは、101号通知の1（2）によられたいこと。

消防庁予防課
（設備係）
担当：羽田野、佐藤
（企画調整係）
担当：木村、鈴木
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533